積算疑義申立て手続事務処理要領（平成２４年田布施町訓令第１４号）新旧対照表

現　　行	改　正　案
（趣旨） 第１条　この要領は、田布施町低入札価格調査実施要領対象工事及び田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領対象工事（以下「対象工事」という。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿における、入札及び契約の透明性及び公正性を向上させるため、開札後の疑義申立て方法やその対応について、必要な事項を定めるものとする。 （設計図書に関する閲覧） 第３条　対象工事＿＿＿＿＿＿について入札書を提出した者は、予定価格の算出するもととなった設計図書を入札日の翌日から起算して３日間（土日、祝祭日及び年末年始を除き、午前９時から午後５時までとする。以下同じ。）、工事監理担当部署において閲覧することができる。	（趣旨） 第１条　この要領は、田布施町低入札価格調査実施要領対象工事、　田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領対象工事（以下「対象工事」という。）及び田布施町調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領対象業務（以下「対象業務」という。）における、入札及び契約の透明性及び公正性を向上させるため、開札後の疑義申立て方法やその対応について、必要な事項を定めるものとする。 （設計図書に関する閲覧） 第３条　対象工事及び対象業務について入札書を提出した者は、予定価格の算出するもととなった設計図書を入札日の翌日から起算して３日間（土日、祝祭日及び年末年始を除き、午前９時から午後５時までとする。以下同じ。）、工事監理担当部署において閲覧することができる。